

## はだのOMOTANライフ応援事業助成金交付要綱

(令和7年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者世帯の定住を促進し、本市の人口減少の抑制及び社会増へつなげることを目的として、新たに市内に住宅を建築し、又は購入する世帯に対し、住宅取得費用の一部を予算の範囲内において助成することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 若者世帯 次条に規定する助成の対象とする住宅（以下「助成対象住宅」という。）の工事請負契約又は売買契約が締結された日（以下「契約日」という。）において、その契約者（共有名義の場合は、そのうちの第6条の規定による交付申請をする契約者）及びその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予定にある者及び同居人を含む。次号において同じ。）が、いずれも40歳以下である世帯をいう。
- (2) 親世帯 前号に規定する契約者又はその配偶者の一親等の直系尊属に該当する者であって、契約日において本市内に居住（介護保険施設等に入所又は入居している者を除く。）するとともに、1年以上住民登録があり、かつ、第6条の規定による交付申請をする日（以下「申請日」という。）において引き続き本市に住民登録があるものを含む世帯をいう。
- (3) 転入世帯 他の市区町村から本市に転入した者で、本市への転入日が、助成対象住宅に係る所有権の保存又は移転の登記が受付された日前1年以内の日から申請日までの間であるものであって、かつ、その転入日前1年の間において本市の住民基本台帳に記録されたことがないもの（第6条第6号において「転入者」という。）を含む世帯をいう。
- (4) 子育て世帯 申請日において、世帯員に小学校卒業前の子（出生前であることが母子健康手帳で確認でき、出生後に同居する予定の子（第4条第3号において「胎児」という。）を含む。）がいる世帯をいう。
- (5) 結婚新生活世帯 契約日前3年の間又は契約日から申請日までの間に婚姻の届出をし、受理された夫婦をいう。

- (6) 同居世帯 親世帯と同一の住宅に居住するために市内に住宅を建築又は購入した世帯をいう。ただし、建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号）第１条の規定に該当する建物（次条第３号において「区分所有建物」という。）である場合にあっては、同一専有部分に限る。
- (7) 近居世帯 親世帯とは別の住宅に居住するために市内に住宅を建築又は購入した世帯をいう。
- (8) 空家バンク 秦野市空家バンク事業実施要綱（令和２年５月１日施行）第２条第３号に規定する空家バンクをいう。

（助成対象住宅）

第３条 助成対象住宅は、次の各号のいずれの要件も満たす住宅とする。

- (1) 建築又は購入により取得した住宅であること。
- (2) 次条に規定する助成対象者及びその世帯員（以下「助成対象世帯員」という。）全員が居住する住宅であること。
- (3) 本市内の戸建て住宅又は区分所有建物であること。
- (4) 次条に規定する助成対象者の所有であって、令和６年１２月１日以後に所有権の保存又は移転の登記が受付されている住宅であること。

（助成対象者）

第４条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 若者世帯の者であること。
- (2) 助成対象世帯員全員が、申請日において助成対象住宅に居住しており、継続して１０年以上居住する予定であること。
- (3) 助成対象世帯員全員が、申請日において本市の住民基本台帳に記録されていること。ただし、胎児については、この限りでない。
- (4) 助成対象住宅の工事請負契約又は売買契約の契約者であること。
- (5) 申請日において、地域の自治会に加入していること又は加入する意思があること。
- (6) 申請日において、助成対象世帯員全員に市税等の滞納がないこと。
- (7) 助成対象世帯員全員が、過去にこの要綱による助成金の交付を受けていないこと。
- (8) 過去に秦野市定住化促進住宅条例（平成２８年秦野市条例第１０号）第２１条に規定する住宅購入に対する助成を受けていないこと又は受ける予定がないこと。

- (9) 助成対象世帯員全員が、過去にはだの丹沢ライフ応援事業助成金交付要綱（令和4年4月1日施行）による助成金の交付を受けていないこと。
- (10) 助成対象世帯員全員が、秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等でないこと。
- (11) 助成対象世帯員に外国人を含む場合にあっては、その外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令の規定に基づき、日本国に永住権を有していること。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、次に掲げる基本額及び加算額の合計額、助成上限額又は住宅の取得に要した費用のうちいずれか少ない額とする。

- (1) 基本額 20万円
- (2) 加算額 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
  - ア 助成対象者が転入世帯の者である場合 10万円
  - イ 助成対象者が子育て世帯の者である場合 第2条第4号に規定する子1人につき 10万円
  - ウ 助成対象者が結婚新生活世帯の者である場合 10万円
  - エ 助成対象者が同居世帯又は近居世帯の者である場合 10万円
  - オ 助成対象住宅が空家バンクに登録された住宅である場合 10万円
  - カ 助成対象住宅が上地区（菖蒲、柳川、八沢及び三廻部の区域をいう。）内にある住宅である場合 10万円
- (3) 助成上限額 60万円

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成対象住宅に係る所有権の保存又は移転の登記が受付された日又は申請者が助成対象住宅の住所に住民票を異動した日のいずれか遅い日から起算して3か月以内に、はだのOMOTANライフ応援事業助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 助成対象世帯員全員の住民票の写し
- (2) 助成対象住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (3) 助成対象住宅に係る登記全部事項証明書
- (4) はだのOMOTANライフ応援事業助成金同意書兼誓約書（第2号様式）
- (5) 申請日において本市の市税の納税義務が発生していない場合は、助成対

象世帯員に前住所地での市区町村税の滞納がないことを証明する書類

(6) 助成対象者が転入世帯の者である場合は、転入者の戸籍の附票の写し又は転入日前1年の間における住所を証明する書類

(7) 助成対象世帯員に妊婦がいる場合は、母子健康手帳の写し

(8) 助成対象者が結婚新生活世帯の者である場合は、婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

(9) 助成対象者が同居世帯又は近居世帯の者である場合は、親世帯の世帯員と助成対象世帯員の親子関係を証明できる戸籍全部事項証明書及び親世帯の住民票の写し

(10) 前各号に掲げるもののほか、本市が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類により確認する事項を本市が保有する公簿等により確認することができるときは、本人の同意に基づいて、その公簿等により確認し、書類の提出を省略させることができる。

(交付決定)

第7条 前条第1項の申請があったときは、速やかにその書類の審査をし、助成金の交付を決定したときは、はだのOMOTANライフ応援事業助成金交付決定通知書（第3号様式）により、助成金の不交付を決定したときは、はだのOMOTANライフ応援事業助成金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者が、助成金の交付を受けようとするときは、交付決定の日から起算して30日以内に、はだのOMOTANライフ応援事業助成金交付請求書（第5号様式）を提出するものとする。

(助成金の交付)

第9条 前条の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第10条 第7条に規定する交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部について返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 助成対象世帯員のうち、納税義務がある者に、第7条に規定する交付決定の日から起算して10年を経過する日前に、市税等の滞納が発生したと

き。

- (3) 助成対象住宅に入居した日から起算して10年を経過する日前に、助成対象住宅を譲渡し、又は貸し付けたとき。
  - (4) 助成対象住宅に入居した日から起算して10年を経過する日前に、転居し、又は転出したとき。ただし、死亡、入院、施設への入所その他市長がやむを得ないと認める場合を除く。
- 2 前項の規定により助成金の返還を命じられた者は、指定する期限までにその助成金を返還しなければならない。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和10年3月31日限り、その効力を失う。
- (失効に伴う経過措置)
- 2 令和10年3月31日までに交付決定を受け、かつ、その交付を受けていない者に限り、この要綱は、なおその効力を有する。